

平成 2 9 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 1 6 日 招 集  
流 山 市

## 目 次

- 1 平成29年度流山市一般会計予算
  - 2 平成28年度流山市一般会計補正予算（第5号）
  - 3 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 4 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 5 流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 6 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 7 流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 8 財産の取得について（流山市立西初石小学校用地）
  - 9 特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）
  - 10 平成29年度流山市介護保険特別会計予算
  - 11 平成28年度流山市介護保険特別会計補正予算（第4号）
  - 12 平成29年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
  - 13 平成28年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
  - 14 平成29年度流山市国民健康保険特別会計予算
  - 15 平成28年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
  - 16 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 17 平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
  - 18 平成28年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
  - 19 平成29年度流山市水道事業会計予算
  - 20 平成29年度流山市下水道事業会計予算
  - 21 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 
- 1 専決処分の報告について
  - 2 専決処分の報告について
  - 3 専決処分の報告について

議案第 3 号

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第194号）の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成の公営に要する経費に係る公費負担額を引き上げるためである。

流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年流山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年流山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の流山市議会議員及び流山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び流山市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第 4 号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠し、職員の扶養手当の支給額を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫  
第9条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者」という。)については13,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき7,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族である子又は扶養親族である父母等」に改め、同項第4号中「扶養親族たる子、父母等」を「扶養親族である子又は扶養親族である父母等」に、「配偶者を有するに至った」を「配偶者のある職員となった」に改め、同条第2項本文中「新たに」を「、新たに」に、「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号

に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円とする。

第10条第1項中「その旨（新たに職員となった者に扶養親族があ

る場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を「その旨」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第10条第3項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の流山市職員の給与に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成29年度における扶養手当に関する特例)

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000



円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族

(3)扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶

(4)扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

者のある職員となった場合（第1号に該当する場合を除く。）

22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族と

しての要件を欠くに至った場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号

」

のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の

支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(平成30年度における扶養手当に関する特例)

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 5 号

流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、所要の改正を行うためである。

流山市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(流山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の育児休業等に関する条例(平成4年流山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「流山市職員の定年等に関する条例」の次に「(昭和59年流山市条例第23号)」を加える。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。  
(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組

が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第2項中「平成7年流山市条例第7号」を「平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。」に改め、「として育児時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の2第1項に規定する介護時間」を、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年流山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時

までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第8条の3第1項中「昭和26年流山市条例第5号」を「昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「介護をするため、」の次に「要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期

間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び勤務時間条例第16条」を「並びに勤務時間条例第16条」に改め、「介護休暇」の次に「及び勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間」を加える。

(流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年流山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「又は介護休暇(当該職員が)」を「、介護休暇(当該職員が要介護者(」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「介護をするため、」の次に「要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通

算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。



議案第 6 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 16 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査等に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第11の1の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「又は登録建築物調査機関」を「又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に改め、同表摘要1第5号中「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に改める。

別表第13の1の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第8条第1号イ（2）」を「第10条第1号イ（2）」に改め、同表の3の項中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表中

「

				非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上	1件につき945,000円
--	--	--	--	--------------------------	---------------

」

を

「

				非住宅部分の床面積が25,000平方メートル以上	1件につき945,000円
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項	省令第1条第1項第1号によるもの		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満		1件につき158,000円
			床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満		1件につき255,000円
			床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満		1件につき334,000円

<p>又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性の又め請求に対する審査</p>		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき401,000円
		床面積が25,000平方メートル以上	1件につき471,000円
	<p>上記以外によるもの</p>	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき398,000円
		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき569,000円
		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1件につき700,000円
		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき828,000円
床面積が25,000平方メートル以上		1件につき945,000円	
<p>5 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性の又め請求に対する審査（この表の6の項に定める軽微な変更を除く。）</p>	<p>この表の4の項に定める区分に応じた建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満を切捨て）</p>		

<p>6 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>この表の4の項に定める区分に応じた建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満を切捨て）</p>
-----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定（別表第13の4の項、5の項及び6の項に限る。）は、この条例の施行の日以後の申請又は求めに係る手数料について適用する。

議案第 7 号

流山市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
流山市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 16 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）の施行に伴い、所要の改正を行うためである。

## 流山市税条例等の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例(昭和26年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(流山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 流山市税条例等の一部を改正する条例(平成28年流山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(流山市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、流山市税条例第16条の3の改正規定を削り、同条例第18条の改正規定中「(」)、第47条の7、第55条」の次に「、第73条の6第1項」を加え、「」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改め」を削り、同条例第33条の4及び第72条の改正規定、同条例第73条の2(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第73条の2の2とし、第73条を第73条の2とし、第72条の次に1条を加える改正規定、同条例第73条の2の2の次に6条を加える改正規定、同条例第74条、第75条及び第76条から第81条までの改正規定並びに同条例附則第10条の2の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第11条の改正規定を次のように改める。

附則第11条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第74条第2号アの項中「第74条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第74条第2号アの項中「第74条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」

の次に「同条の」を加え、同項の表第74条第2号アの項中「第74条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第74条第2号アの項中「第74条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第16条の改正規定を削る。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第16条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第18条中「）、第47条の7、第55条」の次に「、第73条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める。

第33条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第72条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第72条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「ものであるときは」を「者である場合には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第73条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第73条の2の2とし、第73条を第73条の2とし、第72条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第73条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収につ

いては、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第73条の2の2の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第73条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第73条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項各号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定するもの 100分の1

(2) 法第451条第2項各号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定するもの 100分の2

(3) 法第451条第3項に規定するもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)



第 7 3 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

( 環境性能割の申告納付 )

第 7 3 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者 ( 環境性能割の納税義務者を除く。 ) は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

( 環境性能割に係る不申告等に関する過料 )

第 7 3 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 1 0 日以内とする。

( 環境性能割の減免 )

第 7 3 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 8 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等 ( 3 輪以上のものに限る。 ) のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 7 4 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第 7 5 条 ( 見出しを含む。 ) 及び第 7 6 条 ( 見出しを含む。 ) 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 77 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 様式」を「第 33 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 72 条第 2 項」を「第 73 条第 1 項」に改める。

第 78 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 72 条第 2 項」を「第 73 条第 1 項」に改める。

第 79 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 80 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 79 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 81 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 73 条」を「第 73 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 10 条の 2 の次に次の 5 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 10 条の 3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 10 条の 4 市長は、当分の間、第 73 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動

車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第10条の5 第73条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第10条の6 市長は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第10条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第73条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第73条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第11条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「三輪以上」を「3輪以上」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第11条第2項から第4項までを削る。

附則第16条中「100分の9.7」を「100分の6.0」に、  
「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

附則第1条第1号中「次号」を「第4号」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中流山市税条例附則第11条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中流山市税条例等の一部を改正する条例(平成27年流山市条例第20号)附則第5条第7項の表第18条第3号の項の改正規定(「第88条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第88条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び第4条の規定  
平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の流山市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第33条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第11条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

財産の取得について  
市は、次の財産を取得する。

平成29年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

- (1) 種 目 土地
- (2) 所 在 流山市西初石4丁目347番
- (3) 面 積 18,452平方メートル

2 取得の目的

流山市立西初石小学校用地の取得

(前所有者の死去により、相続予定者から買上げ要望があったため。)

3 取得金額

307,000,000円

4 取得の相手方

○○○○○○○○○○

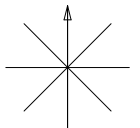
○○ ○○ 相続人代表者 ○○ ○○

# 位置図

所在地：流山市西初石4丁目347番地（西初石小学校）



方位



議案第 9 号

特定事業契約の変更について

市は、平成19年流山市議会第2回定例会で議決を経た特定事業契約を、次のとおり変更する。

平成29年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

- |   |         |                                                       |
|---|---------|-------------------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的   | 小山小学校校舎建設等PFI事業                                       |
| 2 | 変更前契約金額 | 4,589,358,753円                                        |
| 3 | 変更後契約金額 | 4,751,640,633円                                        |
| 4 | 変更による増額 | 162,281,880円                                          |
| 5 | 契約の相手方  | 千葉県流山市三輪野山四丁目18番地の60<br>おおたかの森PFI株式会社<br>代表取締役 茜ヶ久保 薫 |

## 参考資料

### 特定事業契約変更概要

#### 契約金額の増額の内訳

1	維持管理業務費	1 3 5 , 5 5 6 , 0 0 0 円
2	運営業務費	1 4 , 7 0 5 , 0 0 0 円
3	消費税	1 2 , 0 2 0 , 8 8 0 円
合計		1 6 2 , 2 8 1 , 8 8 0 円



議案第 16 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定等のための所得について所要の改正を行うためである。

## 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加え、「第22条」を「第20条」に改める。

第20条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その

適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 21 号

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 一定の水量を超える水道の利用者と特別給水契約を締結することができるようにするためである。

## 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（特別給水契約）

- 第25条の3 管理者は、1月当たりの使用水量が、管理者が別に定める一定量を超える使用者と1月当たりの基準水量を定める給水契約（以下この条において「特別給水契約」という。）を締結することができる。
- 2 特別給水契約を締結した場合においては、第23条の規定にかかわらず、前項の基準水量を超える使用水量に係る各月の従量料金は、1立方メートル当たり216円とする。
- 3 特別給水契約を締結した場合においては、1月分の使用水量が第1項の基準水量に達しない場合においても同項の基準水量を当該月の使用水量とみなし、第24条第1項及び第25条第1項の規定を適用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、特別給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例第25条の3の規定は、平成29年6月の検針分の使用水量に係る料金の算定から適用し、同月前の検針分の使用水量に係る料金の算定については、なお従前の例による。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年12月15日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |                                                                                                                           |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 事 件 名     | 流山市立西初石小学校の養護教諭が公務で公用車（市が賃借している自動車）を運転し、同校内の駐車場から出庫しようとして前進させながら左折したところ、左側ドア下部が同校内に設置されているコンクリート製花壇の角に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成28年10月13日                                                                                                               |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市西初石4丁目347番地<br>（流山市立西初石小学校敷地内）                                                                                         |
| 4 | 相 手 方     | 所有者 千葉県千葉市美浜区新港57番地<br>株式会社トヨタレンタリース千葉                                                                                    |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。                                                                                                                    |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成28年12月15日                                                                                                               |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。                                                                                                        |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 77,220円                                                                                                                   |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する市道上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年12月21日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |                                          |
|---|-----------|------------------------------------------|
| 1 | 事 件 名     | 市道上に生じた穴により、走行中の乗用自動車のタイヤがパンクしたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成28年10月7日                               |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市前ヶ崎374番1地先<br>(市道83001号線)             |
| 4 | 相 手 方     | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br>〇〇 〇〇                     |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。                                   |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成28年12月21日                              |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額12,894円のうち、3,868円を市が負担する。         |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 3,868円                                   |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する施設の敷地内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月30日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |                                                              |
|---|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 1 | 事 件 名     | 流山市クリーンセンター敷地内にある門扉が強風に押されて動き、ごみの搬入に来ていた市民の乗用車に接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成28年12月23日                                                  |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市大字下花輪191番<br>(流山市クリーンセンター敷地内)                             |
| 4 | 相 手 方     | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br>〇〇 〇〇                                        |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。                                                       |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成29年1月30日                                                   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。                                           |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 58,709円                                                      |